

## 調査の目的

学校に関する基本的事項（学校数、在学者数、教職員数等）を明らかにし、学校教育行政に必要な基礎資料を得ることを目的とする。

## 調査の概要

### 調査実施課

文部科学省 総合教育政策局 調査企画課

### 調査範囲 及び 報告者数

- ・ 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する学校等（幼稚園、幼保連携型認定こども園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、短期大学、高等専門学校、専修学校及び各種学校〔約57,000校：全数〕）
- ・ 市区町村教育委員会（約1,700：全数）

### 調査票 及び 調査事項

- ① 学校調査票（17種類）
- ② 学校通信教育調査票  
⇒学校の特性に関する事項、教職員数、生徒等の在籍状況、入学・卒業等の状況等
- ③ 不就学学齢児童生徒調査票  
⇒児童・生徒の就学免除・猶予の状況、居所不明・死亡した児童・生徒数等
- ④ 学校施設調査票（3種類）  
⇒土地・建物の用途別・構造別等の面積、土地・建物の増減状況等
- ⑤ 学校経費調査票  
⇒学校の経費、収入に関する事項等
- ⑥ 卒業後の状況調査票（8種類）  
⇒卒業者の進学・就職の状況等

### 調査時期

毎年5月1日現在。ただし、「学校経費調査」は前会計年度

### 調査系統 調査方法

文部科学省 - 都道府県・都道府県教育委員会 - 市区町村・市区町村教育委員会 - 報告者  
郵送又はオンライン（政府統計共同利用システム）

### 結果公表

速報：調査実施年の 8月  
確報：調査実施年の 12月 ※ インターネット及び印刷物により公表

○第Ⅲ期「公的統計の整備に関する基本的な計画」（別表）

項目	具体的な措置、方策等
第2 2 社会・経済情勢 の変化を的確に捉 える統計の整備 (2) 教育や就業者 等の実態をよりの 確に捉える統計の 整備	○ 学校基本調査の調査統計システムについては、次期システム更新に向けて、調査項目の追加等があった場合に柔軟に改修可能なシステムへの変更を検討する。

○文部科学省の対応状況

【概要】

次期システムは、令和2年6月24日付けで「次期「政府統計共同利用システムに係る自動連携及び集計システム」の構築業務」として契約を締結し、令和5年3月31日までを契約期間として開発を行っており、学校基本調査、学校保健統計調査、学校教員統計調査及び社会教育調査の4基幹統計、地方教育費調査（教育行政調査を含む。）及び子供の学習費調査の2一般統計を対象に実査・集計等を可能とする機能を有している。

次期システムへの移行については、各調査の調査実施時期を鑑みて順次移行を行っており、令和4年度末には対象調査の全てが移行されることとなっている（参考：開発スケジュールイメージ図のとおり）。

（参考：開発スケジュールイメージ図）



以上